

報告第14号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第7号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月20日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	新城市学校給食共同調理場建設工事
2	工 事 場 所	新城市川路字萩平1番158外
3	変更前請負契約金額	2,527,800,000円
4	変更後請負契約金額	2,531,089,000円
5	今回変更による増額	3,289,000円
6	契 約 の 相 手 方	松井・三河特定建設工事共同企業体 構成員（代表者） 新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加 藤 栄 志 構成員 新城市庭野字藤ノ本15番地 三河建設工業株式会社 代表取締役 下 嶋 太

第191号議案

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年新城市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第2条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、令和5年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第192号議案

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年新城市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第2条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、令和5年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第193号議案

新城市職員の給与に関する条例の一部改正

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「36万8,800円」を「36万9,500円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500

務職員以外の職員	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900

31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600

60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					

	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900
	2	148,100	201,200	221,000
	3	149,100	202,200	221,900
	4	150,100	203,000	222,800
	5	151,200	203,700	223,800
	6	152,300	205,200	225,100
	7	153,400	206,500	226,300
	8	154,400	207,600	227,400
	9	155,300	208,900	228,700
	10	156,400	209,600	230,300
11	157,500	210,400	231,800	

12	158,600	211,100	233,000
13	159,500	212,200	234,100
14	160,600	213,100	235,300
15	161,800	214,000	236,500
16	162,900	214,800	237,400
17	164,000	215,700	238,000
18	165,400	216,700	238,400
19	166,700	217,600	238,800
20	167,900	218,500	239,300
21	169,000	219,200	239,800
22	170,200	220,000	241,100
23	171,400	220,800	242,300
24	172,600	221,400	243,200
25	173,700	222,100	244,300
26	175,200	222,600	245,500
27	176,700	223,000	246,700
28	178,200	223,500	247,900
29	179,600	224,100	248,700
30	181,000	225,100	249,800
31	182,500	226,000	251,000
32	184,000	226,600	252,100
33	185,400	227,100	253,200
34	187,100	228,100	254,100
35	188,800	229,100	255,000
36	190,500	230,100	256,000
37	192,200	230,600	257,000
38	193,300	231,700	257,800
39	194,700	232,800	258,600
40	195,800	233,800	259,500

41	196, 800	234, 500	260, 400
42	198, 200	235, 500	261, 300
43	199, 400	236, 400	262, 200
44	200, 600	237, 200	263, 200
45	202, 100	238, 000	263, 800
46	203, 100	238, 800	264, 700
47	204, 000	239, 500	265, 700
48	205, 100	240, 100	266, 600
49	206, 200	240, 700	267, 600
50	207, 200	241, 600	268, 400
51	208, 100	242, 500	269, 200
52	209, 100	243, 300	269, 900
53	210, 200	244, 200	270, 500
54	211, 200	245, 100	271, 300
55	212, 100	245, 700	272, 100
56	213, 000	246, 400	272, 900
57	213, 900	247, 200	273, 500
58	214, 500	247, 900	274, 400
59	215, 200	248, 600	275, 300
60	216, 000	249, 200	276, 200
61	216, 800	249, 800	277, 100
62	217, 300	250, 600	278, 100
63	217, 800	251, 400	278, 900
64	218, 300	252, 000	279, 800
65	218, 800	252, 600	280, 600
66	219, 400	253, 100	281, 400
67	220, 000	253, 500	282, 200
68	220, 500	253, 900	282, 900
69	220, 800	254, 600	283, 500

70	221, 100	255, 100	284, 300
71	221, 400	255, 500	285, 100
72	221, 700	255, 800	285, 800
73	221, 900	256, 000	286, 500
74	222, 300	256, 300	287, 200
75	222, 600	256, 700	287, 900
76	223, 000	257, 100	288, 700
77	223, 200	257, 400	289, 200
78	223, 700	257, 800	289, 700
79	224, 000	258, 200	290, 100
80	224, 300	258, 600	290, 500
81	224, 600	258, 900	290, 900
82	224, 900	259, 200	291, 300
83	225, 200	259, 500	291, 800
84	225, 500	259, 700	292, 300
85	225, 800	259, 900	292, 600
86	226, 100	260, 100	293, 100
87	226, 400	260, 400	293, 700
88	226, 700	260, 700	294, 200
89	227, 000	260, 900	294, 500
90	227, 400	261, 100	295, 000
91	227, 700	261, 400	295, 500
92	228, 000	261, 600	295, 800
93	228, 200	261, 900	296, 200
94	228, 500	262, 200	296, 700
95	228, 800	262, 500	297, 200
96	229, 100	262, 700	297, 700
97	229, 300	262, 900	298, 000
98	229, 600	263, 200	298, 400

99	229, 800	263, 400	298, 900
100	230, 100	263, 700	299, 400
101	230, 400	264, 000	299, 800
102	230, 600	264, 200	300, 200
103	230, 900	264, 500	300, 500
104	231, 200	264, 800	300, 800
105	231, 500	265, 000	301, 100
106	232, 000	265, 200	301, 500
107	232, 300	265, 500	301, 900
108	232, 600	265, 700	302, 300
109	232, 800	266, 000	302, 600
110	233, 200	266, 300	303, 000
111	233, 600	266, 600	303, 400
112	233, 900	266, 800	303, 700
113	234, 100	267, 000	303, 900
114	234, 600	267, 300	304, 200
115	235, 100	267, 500	304, 500
116	235, 600	267, 700	304, 700
117	235, 900	268, 000	304, 900
118	236, 300	268, 300	305, 200
119	236, 700	268, 600	305, 500
120	237, 000	268, 900	305, 700
121	237, 400	269, 100	305, 900
122		269, 300	306, 200
123		269, 600	306, 500
124		269, 900	306, 700
125		270, 100	306, 900
126		270, 300	307, 200
127		270, 600	307, 500

	128		270,900	307,700
	129		271,100	307,900
	130		271,300	308,200
	131		271,600	308,500
	132		271,900	308,700
	133		272,100	308,900
	134		272,300	
	135		272,600	
	136		272,900	
	137		273,100	
定年前再任 用短時間勤 務職員		194,600	205,700	224,200

備考 この表は、運転手、用務員、調理員、環境整備員、道路整備員、看護助手等に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	366,600	422,800	490,000	587,500

9	368,700	424,600	491,900	589,700
10	371,200	427,300	494,000	591,200
11	373,900	429,800	496,100	592,700
12	376,400	432,200	498,200	594,200
13	379,100	434,400	500,300	595,700
14	382,500	436,900	502,200	596,800
15	385,500	438,900	504,300	597,900
16	388,800	441,000	506,400	598,800
17	391,800	443,000	508,300	600,000
18	394,400	445,200	510,300	601,000
19	396,800	447,400	512,300	602,000
20	399,300	449,500	514,100	603,000
21	401,900	450,900	515,900	604,000
22	403,900	453,300	517,700	605,000
23	405,500	455,600	519,500	606,000
24	407,100	457,800	521,300	607,000
25	408,800	459,800	522,900	608,000
26	411,000	462,100	524,700	609,000
27	413,100	464,300	526,500	610,000
28	415,100	466,600	528,300	611,000
29	417,200	468,700	529,900	612,000
30	419,300	470,900	531,700	613,000
31	420,900	473,200	533,500	614,000
32	422,600	475,300	535,300	615,000
33	424,500	477,100	536,900	616,000
34	426,000	479,200	538,700	617,000
35	427,800	481,300	540,400	618,000
36	429,600	483,300	542,100	619,000
37	431,500	485,400	543,700	620,000

38	433, 500	487, 100	545, 300	621, 000
39	435, 300	488, 900	546, 700	622, 000
40	437, 200	490, 700	548, 300	623, 000
41	439, 000	492, 300	549, 800	624, 000
42	440, 700	494, 100	551, 200	625, 000
43	442, 400	495, 900	552, 600	626, 000
44	444, 200	497, 500	553, 900	627, 000
45	446, 000	498, 900	555, 100	628, 000
46	447, 800	500, 600	556, 100	629, 000
47	449, 500	502, 400	557, 100	630, 000
48	451, 200	504, 100	558, 100	631, 000
49	452, 800	505, 600	559, 100	632, 000
50	454, 500	506, 900	560, 000	633, 000
51	456, 200	508, 200	560, 900	634, 000
52	457, 900	509, 500	561, 800	635, 000
53	459, 800	510, 500	562, 600	636, 000
54	461, 000	511, 800	563, 500	637, 000
55	462, 200	513, 100	564, 400	638, 000
56	463, 400	514, 400	565, 300	639, 000
57	464, 400	515, 400	566, 200	640, 000
58	465, 400	516, 200	567, 100	641, 000
59	466, 300	517, 000	568, 000	642, 000
60	467, 100	517, 800	568, 700	643, 000
61	467, 900	518, 700	569, 600	644, 000
62	468, 600	519, 500	570, 500	
63	469, 300	520, 400	571, 400	
64	469, 900	521, 200	572, 300	
65	470, 600	522, 100	573, 200	
66	471, 300	523, 000	574, 100	

67	471,900	523,700	575,000	
68	472,500	524,600	575,900	
69	472,800	525,500	576,800	
70	473,400	526,300	577,700	
71	474,100	527,200	578,600	
72	474,800	528,100	579,500	
73	475,200	528,900	580,400	
74	475,800	529,800	581,300	
75	476,500	530,700	582,200	
76	477,200	531,400	583,100	
77	477,600	532,200	584,000	
78	478,200	533,100	584,900	
79	478,800	534,000	585,800	
80	479,300	534,900	586,700	
81	479,900	535,700	587,600	
82	480,400	536,600	588,500	
83	480,900	537,500	589,400	
84	481,400	538,400	590,300	
85	481,800	539,200	591,200	
86	482,400	540,100	592,100	
87	482,800	541,000	593,000	
88	483,300	541,900	593,900	
89	483,800	542,700	594,800	
90	484,400	543,600	595,700	
91	485,000	544,500	596,600	
92	485,400	545,400	597,500	
93	485,900	546,200	598,400	
94	486,500	547,100	599,300	
95	487,100	548,000	600,200	

96	487, 600	548, 900	601, 100	
97	488, 100	549, 700	602, 000	
98		550, 600	602, 900	
99		551, 500	603, 800	
100		552, 400	604, 700	
101		553, 200	605, 600	
102		554, 100	606, 500	
103		555, 000	607, 400	
104		555, 900	608, 300	
105		556, 700	609, 200	
106		557, 600	610, 100	
107		558, 500	611, 000	
108		559, 400	611, 900	
109		560, 200	612, 800	
110		561, 100	613, 700	
111		562, 000	614, 600	
112		562, 900	615, 500	
113		563, 700	616, 400	
114		564, 600	617, 300	
115		565, 500	618, 200	
116		566, 400		
117		567, 200		
118		568, 100		
119		569, 000		
120		569, 900		
121		570, 700		
122		571, 600		
123		572, 500		
124		573, 400		

125		574,200		
126		575,100		
127		576,000		
128		576,900		
129		577,700		
130		578,600		
131		579,500		
132		580,400		
133		581,200		
134		582,100		
135		583,000		
136		583,900		
137		584,700		
138		585,600		
139		586,500		
140		587,400		
141		588,200		
142		589,100		
143		590,000		
144		590,900		
145		591,700		
146		592,600		
147		593,500		
定年前再任 用短時間勤 務職員	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	

25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700

54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	409,700
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	410,000
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	410,300
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	410,500
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	410,800
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	411,100
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	411,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	

83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300	388,900	
87		290,900	326,700	347,600	389,300	
88		291,100	327,000	347,900	389,700	
89		291,500	327,400	348,300	390,100	
90		291,700	327,800	348,600	390,600	
91		291,900	328,200	349,000	391,000	
92		292,100	328,600	349,300	391,400	
93		292,500	328,900	349,700	391,800	
94		292,700	329,100	350,000	392,300	
95		292,900	329,500	350,300	392,700	
96		293,200	329,800	350,600	393,100	
97		293,500	330,000	350,900	393,500	
98		293,700	330,300	351,300	394,000	
99		293,900	330,600	351,700	394,400	
100		294,200	330,900	352,100	394,800	
101		294,500	331,100	352,600	395,200	
102		294,700	331,400	353,000	395,700	
103		294,900	331,800	353,400	396,100	
104		295,200	332,000	353,800	396,500	
105		295,500	332,200	354,300	396,900	
106			332,400	354,700	397,400	
107			332,800	355,100	397,800	
108			333,000	355,500	398,200	
109			333,200	356,000	398,600	
110			333,600	356,400	399,100	
111			334,000	356,800	399,500	

112			334, 400	357, 200	399, 900	
113			334, 600	357, 700	400, 300	
114				358, 100	400, 800	
115				358, 500	401, 200	
116				358, 900	401, 600	
117				359, 400	402, 000	
118				359, 800	402, 500	
119				360, 200	402, 900	
120				360, 600		
121				361, 100		
122				361, 500		
123				361, 900		
124				362, 300		
125				362, 800		
126				363, 200		
127				363, 600		
128				364, 000		
129				364, 500		
130				364, 900		
131				365, 300		
132				365, 700		
133				366, 200		
134				366, 600		
135				367, 000		
136				367, 400		
137				367, 900		
138				368, 300		
139				368, 700		
140				369, 100		

141				369,600			
142				370,000			
143				370,400			
144				370,800			
145				371,300			
146				371,700			
147				372,100			
148				372,500			
149				373,000			
150				373,400			
151				373,800			
152				374,200			
153				374,700			
154				375,100			
155				375,500			
156				375,900			
157				376,400			
158				376,800			
159				377,200			
160				377,600			
161				378,100			
定年前再任 用短時間勤 務職員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、薬剤師、獣医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、機能訓練士、言語聴覚士、マッサージ師等に適用する。

医療職給料表（三）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	

25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200

54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	

83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	397,500	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	398,000	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	398,400	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	398,800	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	399,200	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	399,700	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	400,100	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	400,500	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	400,900	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	401,400	

112	294,500	325,200	357,700	376,400	401,800	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	402,200	
114	295,000	325,900	358,700	377,400	402,600	
115	295,300	326,300	359,200	377,900	403,100	
116	295,500	326,600	359,600	378,400	403,500	
117	295,800	326,800	360,000	379,000	403,900	
118	296,100	327,100	360,400	379,400	404,300	
119	296,400	327,500	360,900	379,900	404,800	
120	296,700	327,700	361,400	380,400	405,200	
121	297,000	327,900	361,800	381,000		
122	297,400	328,200	362,300	381,400		
123	297,700	328,500	362,800	381,900		
124	298,100	328,800	363,300	382,400		
125	298,300	329,000	363,600	383,000		
126	298,500	329,300	364,100	383,400		
127	298,800	329,700	364,600	383,900		
128	299,200	329,900	365,100	384,400		
129	299,400	330,100	365,400	385,000		
130	299,700	330,300		385,400		
131	300,100	330,700		385,900		
132	300,500	330,900		386,400		
133	300,700	331,200		387,000		
134	301,000	331,600		387,400		
135	301,400	332,000		387,900		
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				

141	303, 100	334, 200				
142	303, 500	334, 600				
143	303, 900	334, 900				
144	304, 200	335, 300				
145	304, 400	335, 600				
146	304, 600	336, 000				
147	304, 900	336, 400				
148	305, 300	336, 800				
149	305, 500	337, 100				
150	305, 700	337, 500				
151	306, 000	337, 900				
152	306, 300	338, 300				
153	306, 700	338, 600				
154	306, 900					
155	307, 100					
156	307, 400					
157	307, 700					
158	308, 000					
159	308, 300					
160	308, 600					
161	309, 000					
162	309, 300					
163	309, 600					
164	309, 900					
165	310, 300					
166	310, 600					
167	310, 900					
168	311, 200					
169	311, 600					

定年前再任用短時間勤務職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健師、助産師、看護師等に適用する。

第2条 新城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理 由

この案を提出するのは、令和5年人事院勧告に準拠した措置を講ずる等のため必要

があるからである。

第194号議案

新城市新城公共商社設立審議会条例の廃止

新城市新城公共商社設立審議会条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市新城公共商社設立審議会条例を廃止する条例

新城市新城公共商社設立審議会条例（令和3年新城市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表新城公共商社設立審議会委員の項を削る。

理 由

この案を提出するのは、新城市新城公共商社設立審議会を廃止するため必要があるからである。

第195号議案

新城市空家等対策協議会条例の一部改正

新城市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

新城市空家等対策協議会条例（平成28年新城市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第196号議案

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年新城市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第7条に規定する厚生労働大臣が定める場合は」を「第7条第2項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第197号議案

新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第198号議案

新城市国民健康保険税条例の一部改正

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第29条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第29条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の新城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間に係る減免措置を講ずるため必要があるからである。

第199号議案

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新城市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

市長	新城市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第110号）による医療費の支給に関する事務
市長	新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第111号）による医療費の支給に関する事務
市長	新城市障害者医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第127号）による医療費の支給に関する事務
市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に準じて行う後期高齢者福祉医療費及び福祉給付金の支給に関する事務

別表第2に次のように加える。

市長	新城市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） (2) 住民基本台帳法（昭和42年法
----	-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

律第 81 号) 第 7 条に規定する事項に関する情報 (以下「住民票関係情報」という。)

(3) 児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) による児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」という。)

(4) 生活保護法による保護及び同法に準じて行う外国人の保護の実施に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。)

(5) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) による障害児入所支援又は措置、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) による知的障害者に関する情報 (以下「障害者関係情報」という。)

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) による自立支援給付の支給に関する情報 (以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)

(7) 健康保険法 (大正 11 年法律第

		<p>70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)</p>
市長	<p>新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務</p>	<p>(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 児童扶養手当関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 障害者関係情報 (6) 障害者自立支援給付関係情報 (7) 医療保険給付関係情報 (8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)</p>
市長	<p>新城市障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事</p>	<p>(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報</p>

	務	<ul style="list-style-type: none"> (3) 児童扶養手当関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 障害者関係情報 (6) 障害者自立支援給付関係情報 (7) 医療保険給付関係情報 (8) 中国残留邦人等支援給付関係情報
市長	高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う後期高齢者福祉医療費及び福祉給付金の支給に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 児童扶養手当関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 障害者関係情報 (6) 障害者自立支援給付関係情報 (7) 医療保険給付関係情報 (8) 中国残留邦人等支援給付関係情報 (9) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による戦傷病者手帳に関する情報 (10) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給に関する情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、個人番号の独自利用事務に係る規定を整備するため必要があるからである。

第200号議案

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新
城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第201号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同条第22号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改め、同号を同条第21号とし、同条第23号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3項中「都道府県、市町村」を「県、市」に改める。

第7条第1項中「市町村」を「市」に改め、同条第2項中「同法附則」を「同法」に、「市町村」を「市」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第6項本文中「規定による」を削る。

第14条第1項中「に規定する」を「の」に改める。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削り、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2項中「定める」を「掲げる」に改める。

第19条の見出し及び同条中「市町村」を「市」に改める。

第30条第3項中「市町村」を「市」に改め、同条第4項中「市町村」を「市」に、「当該市町村」を「当該市」に改め、同条第5項中「市町村」を「市」に、「当該市町村」を「当該市」に改める。

第32条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「市町村」を「市」に改める。

第34条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を、「教育・保育給付認定子ども」との次に「、同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とを加える。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第38条中「及び名称、当該連携施設が行う」を「、名称、」に改める。

第40条第1項中「市町村」を「市」に改め、同条第2項中「同法附則」を「同法」に、「市町村」を「市」に改める。

第43条第1項中「当該特定地域型保育」を「、当該特定地域型保育」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第46条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「特定地域型保育の提供を行わない日」を「提供を行わない日」に改める。

第49条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第51条第3項中「教育・保育給付認定子どもを含む。）」との次に「、同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とを加える。

第52条第3項中「教育・保育給付認定保護者に限る。）」との次に「、法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市が定める額」とを加える。

附則第2条中「市町村」を「市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第202号議案

新城市桜淵いこいの広場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市桜淵いこいの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市桜淵いこいの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新城市桜淵いこいの広場の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項を次のように改める。

運動広場を専用使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第5条中「テニスコート又は」を削り、「使用」を「専用使用」に改める。

第9条を次のように改める。

（使用料）

第9条 使用料は、無料とする。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

第13条第1号、第3号、第4号及び第5号中「テニスコート又は」を削り、同条を第11条とする。

第14条を第12条とし、第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市桜淵いこいの広場のテニスコートを廃止するため必要があるからである。

第203号議案

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表徳定公民館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市徳定字神ノ前557番地2、557番地3、557番地5、557番地6に位置する徳定公民館を廃止するため必要があるからである。

第204号議案

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の廃止

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第198号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正）

2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例（平成17年新城市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

青年の家	長篠地区多目的広場
------	-----------

を

	長篠地区多目的広場
--	-----------

に改める。

別表第2中

青年の家	鳳来寺山歴史文化考証館
------	-------------

を

	鳳来寺山歴史文化考証館
--	-------------

に改める。

理 由

この案を提出するのは、新城市青年の家を廃止するため必要があるからである。

第205号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第10号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

第206号議案

令和5年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

第207号議案

令和5年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

第208号議案

令和5年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

第209号議案

令和5年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

第210号議案

令和5年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

第211号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

新城市長 下江洋行

1 譲渡財産

建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市塩瀬字中平17番地4	鉄骨造2階建	67.53

2 譲渡の相手方

塩瀬区

区長 河合 司

理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の推進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。

第212号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

- | | |
|----------|-----------------------------------------|
| 1 取得の目的 | 学校給食調理用 |
| 2 品名及び数量 | 移動検収台始め53種類203点 |
| 3 取得金額 | 41,690,000円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 豊橋市飯村町浜道上4-5
兼八産業株式会社
代表取締役 原 延 明 |

理 由

この案を提出するのは、共同調理場における調理業務に必要な機器を取得するため必要があるからである。

第213号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

- | | |
|----------|-----------------------------------------------|
| 1 取得の目的 | 学校給食提供用 |
| 2 品名及び数量 | 飯椀始め40種類32,025点 |
| 3 取得金額 | 77,770,000円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 岡崎市宇頭町字稻荷18-1
タニコー株式会社 三河営業所
所長 古 森 賢 二 |

理 由

この案を提出するのは、学校給食の提供に必要な用具を取得するため必要があるからである。

第214号議案

新城市吉川組財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市吉川組財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	山 本 直 弘	

理 由

この案を提出するのは、令和5年12月31日をもって辞任したい旨の申出をした
財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第215号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	高 橋 由起子	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第216号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	今 泉 藤 子	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって辞任する人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第217号議案

新城市つくで手作り村の指定管理者の指定

新城市つくで手作り村の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市つくで手作り村 新城市作手清岳字ナガラ ミ10番地2	有限会社つくで手作り村 新城市作手清岳字ナガラ ミ10番地2	令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和6年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第 2 1 8 号議案

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者の指定

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷 新城市作手高里字縄手上 2 2 番地	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会 新城市字東沖野 2 0 番地 1 2	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 2 1 9 号議案

新城地域文化広場の指定管理者の指定

新城地域文化広場の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城地域文化広場 新城市字下川 1 番地 1	株式会社ケイミックスパ ブリックビジネス 東京都千代田区神田小川 町一丁目 2 番地	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 2 2 0 号議案

東三河広域連合規約の変更

東三河広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

新城市長 下 江 洋 行

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成 2 7 年 1 月 3 0 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
<p>（広域連合の処理する事務）</p> <p>第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>（1） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）<u>及び介護保険法施行法（平成 9 年法律第 1 2 4 号）</u>に規定する介護保険に関する事務で、次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ（略）</p> <p>（2）～（14）（略）</p>	<p>（広域連合の処理する事務）</p> <p>第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>（1） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）、<u>介護保険法施行法（平成 9 年法律第 1 2 4 号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法</u>に規定する介護保険に関する事務で、次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ（略）</p> <p>（2）～（14）（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の東三河広域連合規約第4条第1号に規定する健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされていた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険に関する事務については、改正後の東三河広域連合規約第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって介護療養型医療施設が廃止となるため必要があるからである。